

※対象委員が第9期で退任したため、改めて第10期で推薦必要

新危対第213号  
令和6年7月23日

各区自治協議会長 様

新潟市国民保護協議会

会長 新潟市長 中原 八一  
( 公 印 省 略 )

新潟市国民保護協議会委員の推薦について (依頼)

日頃、本市の国民保護行政に格別のご理解とご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、新潟市国民保護協議会の委員につきましては、別添「新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿」のとおりご就任いただいているところですが、本年8月31日をもって任期満了となります。

つきましては、引き続き貴自治協議会からご就任賜りたく、別紙1「新潟市国民保護協議会委員推薦届」により適任者をご推薦くださいますようお願い申し上げます。

なお、ご推薦にあたっては、大変お手数をおかけいたしますが、別紙2「同意書」によりご本人様の同意を確認のうえ、あわせてご回答くださいますようお願い申し上げます。

記

1 任 期

令和6年9月1日から令和8年8月31日まで (2年間)

2 職 務

市長の諮問に応じて新潟市域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項 (新潟市国民保護計画など) を審議します。

3 報 酬

「新潟市国民保護協議会」にご出席いただく場合、規定により報酬が支払われます。  
(国・県・市の機関は除く)

4 回答期限等

令和6年8月28日 (水) までに、改めて別紙1・2に所要事項を記入のうえ、ご回答願います。

## 5 女性の参画促進について

新潟市では、別添「新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）」及び「附属機関等への女性委員の登用推進について（通知）」に示すとおり、女性委員の比率目標を45%以上としておりますが、本協議会では30%に留まっている現状を何卒ご理解いただき、積極的に女性の適任者をご推薦くださいますようお願いいたします。

## 6 添付資料

- (1) 新潟市国民保護協議会委員及び幹事名簿
- (2) 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（抜粋）
- (3) 新潟市国民保護協議会条例
- (4) 新潟市附属機関等に関する指針（抜粋）
- (5) 附属機関等への女性委員の登用推進について（通知）

問合せ先

新潟市危機管理防災局危機対策課

担当 原田 紘行

TEL : 025-226-1146

FAX : 025-224-0768

E-Mail : kikitaisaku@city.niigata.lg.jp

## 武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律 (国民保護法) 【抜粋】

(市町村協議会の設置及び所掌事務)

第三十九条 市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関し広く住民の意見を求め、当該市町村の国民の保護のための措置に関する施策を総合的に推進するため、市町村に、市町村国民保護協議会（以下この条及び次条において「市町村協議会」という。）を置く。

- 2 市町村協議会は、次に掲げる事務をつかさどる。
  - 一 市町村長の諮問に応じて当該市町村の区域に係る国民の保護のための措置に関する重要事項を審議すること。
  - 二 前号の重要事項に関し、市町村長に意見を述べること。
- 3 市町村長は、第三十五条第一項又は第八項の規定により国民の保護に関する計画を作成し、又は変更するときは、あらかじめ、市町村協議会に諮問しなければならない。ただし、同項の政令で定める軽微な変更については、この限りでない。
- 4 第三十三条第六項の規定は、市町村協議会がその所掌事務を実施する場合について準用する。

(市町村協議会の組織)

第四十条 市町村協議会は、会長及び委員をもって組織する。

- 2 会長は、市町村長をもって充てる。
- 3 会長は、会務を総理する。
- 4 委員は、次に掲げる者のうちから、市町村長が任命する。
  - 一 当該市町村の区域を管轄する指定地方行政機関の職員
  - 二 自衛隊に所属する者（任命に当たって防衛大臣の同意を得た者に限る。）
  - 三 当該市町村の属する都道府県の職員
  - 四 当該市町村の副市町村長
  - 五 当該市町村の教育委員会の教育長及び当該市町村の区域を管轄する消防長又はその指名する消防吏員（消防本部を置かない市町村にあつては、消防団長）
  - 六 当該市町村の職員（前二号に掲げる者を除く。）
  - 七 当該市町村の区域において業務を行う指定公共機関又は指定地方公共機関の役員又は職員
  - 八 国民の保護のための措置に関し知識又は経験を有する者
- 5 第三十八条第五項の規定は、前項の委員について準用する。
- 6 市町村協議会に、専門の事項を調査させるため、専門委員を置くことができる。
- 7 第三十八条第七項の規定は、前項の専門委員について準用する。この場合において、同条第七項中「当該都道府県の職員」とあるのは「当該市町村の属する都道府県の職員」と、「当該都道府県の区域内の市町村の職員」とあるのは「当該市町村の職員」と、「都道府県知事」とあるのは「市町村長」と読み替えるものとする。
- 8 前各項に定めるもののほか、市町村協議会の組織及び運営に関し必要な事項は、市町村の条例で定める。

# 新潟市国民保護協議会条例

## (趣旨)

第1条 この条例は、武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律（平成16年法律第112号）第40条第8項の規定に基づき、新潟市国民保護協議会（以下「協議会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

## (委員)

第2条 協議会は、会長及び委員60人以内で組織する。

## (会長の職務代理)

第3条 会長に事故があるときは、あらかじめその指名する委員がその職務を代理する。

## (会議)

第4条 協議会の会議は、会長が招集し、その議長となる。

2 協議会は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 協議会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

## (幹事)

第5条 協議会に幹事を置く。

2 幹事は、委員の属する機関の職員のうちから、市長が任命する。

3 幹事は、協議会の所掌事務について、委員を補佐する。

## (部会)

第6条 協議会は、その定めるところにより、部会を置くことができる。

2 部会に属すべき委員は、会長が指名する。

3 部会に部会長を置き、会長の指名する委員がこれに当たる。

4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから部会長があらかじめ指名する者がその職務を代理する。

## (雑則)

第7条 この条例に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 新潟市附属機関等に関する指針【抜粋】

(委員の選任)

第5条 附属機関の委員は、当該附属機関の機能が十分に発揮されるよう、その設置目的をふまえて広く各界各層から選任することとし、次の各号に掲げる事項に留意するものとする。ただし、法令、条例又は規則（以下「法令等」という。）に定めがあるものについては、この限りでない。

- (1) 委員数は、20人以内とする。
- (2) 「新潟市附属機関等への女性委員の登用推進要綱」に基づき、女性委員の割合が45%以上となるよう努めるものとする。
- (3) 特定の年齢層に偏らないように選任する。
- (4) 本市職員及び本市議会議員は、選任しない。
- (5) 委員を再任する場合は、通算の在任期間が6年を超えないものとする。
- (6) 委員の併任は、3の附属機関等までとする。
- (7) 委員の一部は、公募により選任する。

2 次のいずれかに該当する者を附属機関の委員に選任する場合は、前項第4号から第6号までの規定を適用しないことができる。

- (1) 所掌事務に密接な関連を有する団体からの推薦により選任している者又はこれに準ずると認められる者
- (2) 専門知識、経歴等に照らし、他の者に替えがたいと認められる者

3 次の各号のいずれかに該当するものについては、第1項第7号の規定を適用しないことができる。

- (1) 行政処分、不服審査、職員処分等に関する事項について審議等を行うもの
- (2) 新潟市情報公開条例（昭和61年新潟市条例第43号）第6条各号に定める非公開情報と認められる事項について審議等を行うもの
- (3) 所掌事務が高度に専門的であるため、全ての委員が高度な専門知識を有する必要があるもの
- (4) 市民からの意見聴取は別に実施するため、有識者会議として設置するもの

4 公募により選任する委員の定数を定めた場合において、選考の結果、定数に満たなかったときは、他の方法により委員を選任することができるものとする。

5 委員の選任を行うにあたっては、あらかじめ行政経営課長に第1項第6号の規定に関する確認を行うこととし、選任後は報告するものとする。